

### 申3号

## 「労使間の取扱いに関する協約」についての緊急申し入れ提出!

本部は、9月9日に「労使間の取扱いに関する協約」についての緊急申し入れを本社に提出しました。本社より、2022年10月から、首都圏本部と東北本部が設置されることから、「労使間の取扱いに関する協約」の一部改正の説明がされました。改正内容は、組織の再編における、「首都圏本部と東北本部などの名称変更」になります。特に、総合車両センター等が各本部の所属へと変更になることから、組合員の所属する支社が変わるだけでなく、団体交渉などの労使間協議についても変化が生じる内容です。労使間協議については、「労使間の取扱いに関する協約」に基づき行われており、設置単位についても定められています。この間、設置単位の異なる支社への申し入れは実現されず、設置単位の異なる地本への提案も行われてきませんでした。今般会社は設置単位の異なる機関における労使間協議を限定的にでも認める考えを示しています。これは、これまでの運用方針の大きな転換です。また、労使間の取扱いに関する協約の根本に関わる内容は、書面を用いて明確にするべきです。

私たちは、労使間の取扱いに関する協約の一部改正を契機とした、今後の運用変更について労使間で議論し、今後の取り扱いなどに影響を残さないために2項目を申し入れました。

1. 労使間協議委員の運用については従来通り取り扱うこと。
2. 労使間の取扱いに関する内容については提案すること。

**労使間の取扱いに関する協約の一部改正を契機とした、今後の運用変更について明確にし、労働協約・協定を順守した取扱いを求めよう!**  
**みんなの意見で「安全、健康、働きやすさ」を創出しよう!!**